

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事
工事地名	千葉県野田市岩名地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	江戸川河川事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030005	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	181日間 自 令和 8年 8月30日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	千葉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	松戸地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	江戸川本川	2 2) 処 分 費 等	75,200
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月27日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸			式	1		128,089,209			
河川土工			式	1		92,078,472			
掘削工(ICT)			式	1		43,120			
掘削(ICT)		土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	100	431.2	43,120			単-1号
盛土工			式	1		3,907,810			
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m3	420	6,916	2,904,720			単-2号
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m3	1,100	911.9	1,003,090			単-3号
盛土工(ICT)			式	1		80,645,190			
路体(築堤)盛土(ICT)			m3	27,100	252.6	6,845,460			単-4号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		65,795,670			内-1号
積込(ルース)		土砂 土量50,000m3未満	式	1		8,004,060			内-2号
法面整形工(ICT)			式	1		7,482,352			

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	13,040	573.8	7,482,352			単-5号	
法覆護岸工		式	1		27,120,580				
植生工		式	1		27,120,580				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	13,040	1,979	25,806,160			単-6号	
市松芝	野芝	m2	1,140	1,153	1,314,420			単-7号	
付帯道路工		式	1		5,463,408				
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式	1		3,761,145				
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40 仕上り厚 200mm	m2	560	774.2	433,552			単-8号	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	560	729.7	408,632			単-9号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	560	1,729	968,240			単-10号	
砕石舗装	再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	187	563.9	105,449			単-11号	
砕石舗装 工事用道路 再利用	再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40 仕上り厚 200mm	m2	2,160	353.5	763,560			単-12号	

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
碎石舗装 工事用道路		再生クワッシュン RC-40 仕 上り厚 200mm	m2	910	774. 2	704, 522			単-13号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	式	1		238, 755			内-3号
積込(ルース)		土砂 土量50, 000m3未 満	式	1		138, 435			内-4号
縁石工			式	1		1, 702, 263			
歩車道境界ブロック		B種(180/205×250×60 0)	m	140	7, 436	1, 041, 040			単-14号
地先境界ブロック		A種(120×120×600)	m	139	4, 757	661, 223			単-15号
構造物撤去工			式	1		767, 069			
構造物取壊し工			式	1		603, 293			
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以 下	式	1		6, 112			内-5号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版 厚 15cm以下	m2	320	230. 8	73, 856			単-16号
既設工事用道路撤去		RC-40 t=200mm	m3	500	384. 3	192, 150			単-17号
既設坂路舗装撤去		RC-40 t=150mm	m3	50	384. 3	19, 215			単-18号

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		238,755			内-6号
整地		残土受入れ地での処理	式	1		73,205			内-7号
運搬処理工			式	1		163,776			
殻運搬		アスファルト殻	m3	16	5,536	88,576			単-19号
殻処分		アスファルト殻	m3	16	4,700	75,200			単-20号
仮設工			式	1		2,659,680			
交通管理工			式	1		2,659,680			
交通誘導警備員			式	1		2,659,680			内-8号
直接工事費			式	1		128,089,209			
共通仮設費			式	1		15,676,918			
共通仮設費			式	1		6,493,918			
準備費			式	1		4,387,918			

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
表土運搬処理			式	1		4,387,918			内-9号
技術管理費			式	1		1,146,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		1,146,000			内-10号
現場環境改善費（率計上）			式	1		960,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		9,183,000			
純工事費			式	1		143,766,127			
現場管理費			式	1		35,078,000			
工事原価			式	1		178,844,127			
一般管理費等			式	1		30,505,873			
工事価格			式	1		209,350,000			
消費税相当額			式	1		20,935,000			
工事費計			式	1		230,285,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0.8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 11.5km以下	m 3	31,770	2,071	65,795,670			
合 計					65,795,670			

一式当たり内訳書

積込 (ルース)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	31,800	251.7	8,004,060			
合 計					8,004,060			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ハックル バケット容量0.8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	550	434. 1	238, 755			
合 計					238, 755			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書
積込 (ルース)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	550	251. 7	138, 435			
合 計					138, 435			

一式当たり内訳書

舗装版切断
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	8	764. 1	6, 112			
合 計					6, 112			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
土砂等運搬	標準 ハックホ バケット容量0.8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	550	434. 1	238, 755			
合 計					238, 755			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	550	133. 1	73, 205			
合 計					73, 205			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
交通誘導警備員 B		人 日	144	18, 470	2, 659, 680			
合 計					2, 659, 680			

一式当たり内訳書

表土運搬処理

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3. 0km以下	m 3	4, 380	868. 1	3, 802, 278			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	4, 400	133. 1	585, 640			
合 計					4, 387, 918			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548, 000			
合 計					1, 146, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	431. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3未満	m 3	1	431. 2	431. 2		
計						431. 2		
単価						431. 2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	路体 (築堤) 盛土	2. 5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 916
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体 (築堤) 盛土		2. 5m未満	m 3	1	6, 916	6, 916		
計						6, 916		
単価						6, 916	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	911. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	911. 9	911. 9		
計						911. 9		
単価						911. 9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	252. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3以上 無し	m 3	1	252. 6	252. 6		
計						252. 6		
単価						252. 6	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	573. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し ㄀質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	573. 8	573. 8		
計						573. 8		
単価						573. 8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 979
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1, 979	1, 979		
計						1, 979		
単価						1, 979	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1, 153
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1, 153	1, 153		
計						1, 153		
単価						1, 153	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	774. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	774. 2	774. 2		
計						774. 2		
単価						774. 2	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	729. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	729. 7	729. 7		
計						729. 7		
単価						729. 7	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3. 0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 729
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		3. 0m超 50mm 再生密粒度アスコン (2 0) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 729	1, 729		
計						1, 729		
単価						1, 729	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	砕石舗装	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	563. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）		100mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	563. 9	563. 9		
計						563. 9		
単価						563. 9	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	砕石舗装 工事用道路 再利用	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	353. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）		200mm 1層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m 2	1	353. 5	353. 5		
計						353. 5		
単価						353. 5	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	砕石舗装 工事用道路	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量		単価	
						1		774. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	774. 2	774. 2		
計						774. 2		
単価						774. 2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量		単価	
						1		7, 436
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 B種(180/205×250×600) 再生クラッシュラン RC-40 無し	m	1	7, 436	7, 436		
計						7, 436		
単価						7, 436	円／m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	地先境界ブロック	A種 (120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	4,757	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
地先境界ブロック		設置 A種 (120×120×600) 再生クラッシュラン RC-40 無し	m	1	4,757	4,757			
計						4,757			
単価						4,757	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	単位	m2	数量	1	単価	230. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破砕		アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	230. 8	230. 8		
計						230. 8		
単価						230. 8	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	既設工事用道路撤去	RC-40 t=200mm	単位	m3	数量	1	単価	384. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5, 000m3未満	m 3	1	384. 3	384. 3		
計						384. 3		
単価						384. 3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	既設坂路舗装撤去	RC-40 t=150mm	単位	m3	数量	1	単価	384. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5, 000m3未満	m 3	1	384. 3	384. 3		
計						384. 3		
単価						384. 3	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	5, 536
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 有り 19. 5km以下 全ての費用	m 3	1	5, 536	5, 536		
計						5, 536		
単価						5, 536	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	4, 700	4, 700		
計						4, 700		
単価						4, 700	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価 1, 979
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（張芝工）		野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 979. 6	1, 979	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1, 979	
単価						1, 979	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価 4, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		アスファルト殻	m 3	100	4, 700	470, 000	
計						470, 000	
単価						4, 700	円／m 3

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	18, 470
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	18, 462	18, 462		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					18, 470		
	単価					18, 470	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	バックホウ	式	1		598, 000		
	計					598, 000		
	単価					598, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	ブルドーザ	式	1		548, 000		
	計					548, 000		
	単価					548, 000	円／式	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	128,089,209	直接工事費	128,089,209	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	75,200	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		128,089,209		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		128,014,009			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.03 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.17 %	（7.03% × 週休1.02）			
計上額		9,183,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	128,014,009	直接工事費	128,089,209		
非対象額計（一）	75,200				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	75,200	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	128,014,009	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.75 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.75 %				
計上額	960,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	5,533,918				
運搬費	0	準備費	4,387,918	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					15,676,918

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	143,766,127	単独（追加工事）直接工事費	128,089,209	単独（追加工事）共通仮設費	15,676,918
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	143,766,127	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	143,690,927		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.69 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	24.4 %（23.69% × 週休1.03）		0 %		
計上額	35,078,000		0		0
			7,515,665（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	江戸川河川事務所 工務第一課	工事番号	2026030005	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	178,844,127				
純工事費	143,766,127	現場管理費	35,078,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	178,844,127	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	178,768,927	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	178,844,127				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.02 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	30,505,873				
業務委託料等	0				
調査基準価格	209,726,000				
調査基準価格の100/110	190,660,000	（ 91.07 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		100		
盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		420		
路体 (築堤) 盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		1,100		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		27,100		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		13, 040		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		13, 040		
市松芝	野芝	m2		1, 140		
付帯道路工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤 (車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200m m	m2		560		
上層路盤 (車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 1 50mm m	m2		560		
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度アスコン (20) 舗装厚 50mm 3. 0m超	m2		560		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
碎石舗装	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		187		
碎石舗装 工事用道路 再利用	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200m m	m2		2,160		
碎石舗装 工事用道路	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200m m	m2		910		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m		140		
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m		139		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2		320		
既設工事用道路撤去	RC-40 t=200mm	m3		500		
既設坂路舗装撤去	RC-40 t=150mm	m3		50		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		16		
殻処分	アスファルト殻	m3		16		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬処理		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	128,089,209
(2)共通仮設費	15,676,918
(3)純工事費	143,766,127

(1)+(2)

(4)現場管理費	35,078,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	178,844,127
----------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	30,505,873
-----------------	------------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	209,350,000
----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	20,935,000
------------	------------

(12)請負工事価格	230,285,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	209,350,000
-------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	209,726,000
------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110	190,660,000
--------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	30,510,808	)
------------------	------------	---

令和 7 年度

R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙一覧表の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受け場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。

なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 千葉県野田市岩名 緯度 35° 58' 13" 経度 139° 50' 01"

終点 千葉県野田市岩名 緯度 35° 58' 03" 経度 139° 50' 10"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、江戸川左岸43.0km付近において、堤防断面拡幅のための堤防整備を行うものである。

主な工種は、施工延長 L=440m、盛土工 約28,000m³、法面整形工 約13,000m²、法覆護岸工 約13,000m²、付帯道路工 約600m²、構造物撤去工 1式、仮設工 1式。

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書（令和7年3月版）1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例）

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
H26江戸川左岸堤防設計業務	4019414947

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 国土交通省 工事成績優秀企業 認定マーク

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。
なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 付帯道路工
- ② 構造物撤去工

第 14 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子化書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合において紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性及び公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「江戸川河川事務所設計審査会設置運用方針（R7.3.25改訂）」（審査会__別紙―1）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版：令和7年3月）」によるものとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備考
再生切込碎石	R C - 4 0	坂路部 工事用道路
再生粒調碎石	R M - 4 0	坂路部
再生密粒度アスコン	R A - 2 0	坂路部

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト殻	(株)フルヤ建商 坂手工場	茨城県常総市坂手町6839

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)フルヤ建商 坂手工場：８時００分～１６時３０分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 5 条 建設リサイクル法第 1 1 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 6 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。

また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3－3－3 配合」に従うものとする。

第 2 7 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年 3月改定)の関連要領等一覧
(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（１）i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（２）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1）～7）以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。
- また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
- 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。
- また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1）～4）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。

- １）３次元ＭＣ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下

（１点 ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事とする。

また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督員と協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用とするものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第33条 ICT活用工事の費用について(土工)

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000㎡以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000㎡未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１） 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２） 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事の費用について(舗装工)

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- ・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。とする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2

- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事の費用について(法面工)

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1) (2)により費用を計上することとする。

- ・ICT活用工事（法面工）積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・ 共通仮設費率補正係数：1.2

・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第37条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第38条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300字程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形式がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表わすかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第39条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
 5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
 ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
盛土工 (土砂等運搬)	昼間作業	4人（うち有資格誘導員0人）	・江戸川左岸40.5km付近 一般道交差部 3人 坂路—工事用道路交差部 1人 ・交代要員なし
合計		4人（うち有資格誘導員0人）	

注)「交代要員あり」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第40条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。
- 3. 認定技術者の認証
 - ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
 - ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
 - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
- 4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
- 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第41条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。
 なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
 - (3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
 - (5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第42条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、(以下「防災措置等」という。)必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にする。

防災措置に要する費用については第22条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第43条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置(埋め戻し等)を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第44条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第45条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第46条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第47条 特定調達品目の調査実績の集計

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第48条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第49条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第50条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取引規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第51条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第52条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
「環境負荷の低減」を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
「盗難防止対策（警報機等）」を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
「社会貢献」、「デザイン工事看板（各工事のPR看板含む）」を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第53条 工期

1. 工期は、雨天、休日等48日を見込み、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。
 なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	1.64

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：12日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：4日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
1. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
2. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
 4. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事は行っていないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・河川土工（工事用道路箇所のみ）
 - ・付帯道路工（工事用道路箇所のみ）
 - ・構造物撤去工（既設工事用道路）
 - ・仮設工設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：契約締結の翌日から令和9年2月26日まで
- ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

第54条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第55条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第56条 週休2日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象工事期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した職業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第57条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、越谷観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第58条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
5. 複写等の禁止
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

10. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

11. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

12. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第59条 施工時期及び施工時間の変更

（1）本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第60条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R 7 江戸川管内堤防強化関連 整備他工事	流山ストックヤード (土砂等運搬時)	令和 8 年 4 月～令和 8 年 1 0 月
(仮) R 8 江戸川管内堤防強化 関連整備他工事	流山ストックヤード (土砂等運搬時)	令和 8 年 1 0 月～令和 9 年 2 月

第 6 1 条 工事支障物件

工事施工箇所において、事前に埋設物調査を行い、支障物等が発見された場合には、監督職員と協議するものとする。

第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 3 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第64条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
 - ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）
 - (2) 動画撮影
動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手にとって歩きながら撮影）での撮影はしないこと。
動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。
 - (3) 機器の準備
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。
なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

- (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (5) フォローアップ調査
工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。
また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。
- (6) 費用
遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。
なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。
また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。
- (7) 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。
遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。
なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。
遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○

既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 6 条 契約後 V E 方式

- 「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
- 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
- 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 6. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 7. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
 8. 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
 9. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式ー5）により通知するものとする。
 ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 10. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 12. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
 13. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
 14. 評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 15. 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第67条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。
 本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。
 また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
 なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第62条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第68条 CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

ただし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3. ～10. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。

ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数

- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数

- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

- ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

- ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

- ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。

また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、令和3年度以降の計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。

また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。
- また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。
- なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。
- ① カードリーダー設置費用
- カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
- 原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。
- このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
- なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。
- ② 現場利用料（カードタッチ費用）
- 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。
- なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。
10. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第69条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO2排出量（コンクリートの材料のCO2排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO2排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO2排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第70条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第71条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第72条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング(株)に委託している。

第73条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第74条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 7 5 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。
なお、提出様式は別紙様式－ 1 2 によるものとする。

第 7 6 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 7 7 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。
なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第78条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第79条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第80条 「建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式

1. 本工事は、「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事とする。
2. 当事務所独自の表彰制度「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式は、「担い手_様式－1」「担い手_様式－2」のとおりとする。
3. 受注者は、自ら立案実施した担い手確保・育成に関する取組について、工事完成時までに前項の様式により監督職員に提出することができる。
なお、提出は共通仕様書3－1－1－16「創意工夫」の様式に追加して提出すること。
4. 本表彰制度については、江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00839.html>) に掲載されているため、参照すること。
5. 本制度に係る取組については、設計変更の対象としない。

第2章 土工

第81条 スtockヤードからの建設発生土の利用について

盛土工に使用する土砂については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. スtockヤード箇所・距離
流山Stockヤード（江戸川左岸3.4.5km）運搬距離L＝11.5km以下
2. スtockヤードからの建設発生土の土質条件（改良の必要性の有無）等
土砂改良：不要
Stockヤードの管理者（工事名等）
R7江戸川管内堤防強化関連整備他工事

3. 利用時期
工事開始～工事完了（土日祝日使用不可）
4. 利用時間
9時00分～17時00分

第82条 河川土工

盛土箇所（掘削箇所）において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。
剥ぎ取った表土は江戸川左岸40.0km付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする
（運搬距離L＝3.0km以下）。
敷均し箇所については、監督職員の指示によるものとする。

第83条 盛土工

受入土を使用する場合に、他工事との調整が盛土工より著しく遅れた場合には、工期変更の対象とする。
盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第84条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³以上又は1：3とする。

第4章 土木工事材料

第85条 その他の砂利、碎石、砂

歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの基礎にはRC-40を使用するものとする。

第86条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針入度	摘要
表層	40～60	

第87条 芝（野芝）

芝は野芝とする。

第5章 一般施工

第88条 構造物取壊し工

1. 本工事で撤去した路盤材（RC-40）については、工事用道路の路盤材として使用するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第89条 工事用道路工

1. 本工事箇所への進入路については、江戸川左岸40.5km付近の坂路を出入口とする。
2. 工事用道路の完成時には出来形等について監督職員の立会い確認を受けるものとする。
なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。
また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
3. 既設工事用道路を使用する前に、路面等の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。
なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。
また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
4. 流山ストックヤード及び工事用道路に敷設する敷鉄板については、当初見込んでいないが、工程（日当たり土運搬料）を踏まえて対面通行、交互通行を精査し、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
5. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、協議により実施した補修は設計変更の対象とする。

第90条 簡易水位計

江戸川左岸42.9km付近にある既設の簡易水位計は、令和8年11月1日以降から撤去し、原位置に復旧するものとする。詳細については、監督職員から指示するものとし、設計変更の対象とする。

第6章 舗装

第91条 材料

粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。

粒度調整路盤材料は、RM-40とする。

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	摘要
RA	再生密粒度アスコン	20	表層

第92条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第7章 その他

第93条 苦情等の処理

工事中、沿川住民等より苦情又は意見等があった場合は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

第94条 後片づけ

工事施工に伴って堤防その他に損傷を与えた場合は、原形に復旧するものとする。

第95条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第96条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第97条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第98条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

別紙一覧表

○近隣地域一覧

(1) 茨城県

土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町

(2) 埼玉県

さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡川島町、比企郡吉見町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

(3) 千葉県

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町

(4) 東京都

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 6 0 条 第 5 3 条 第 6 1 条 第 5 3 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 4 8 条、第 4 9 条
安全対策関係	☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 3 9 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。	第 8 9 条 第 8 9 条
建設副産物関係	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 4 条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。	第 9 0 条

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設（株）
項 目		実施内容	
□ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組		・ インターンシップの実施 ・ 子供、学生等に対する現場見学会の実施 - 等	
□ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組		・ 地域の防災訓練、イベント等に参加 ・ 建設産業に対する一般者や業界へのPR活動の実施 - 等	
□ 建設現場の労働環境を改善する取組		・ 労働者に対する週休2日制の確保（受注者希望方式のみ対象） ・ 働きやすい環境（更衣室、休息場所等）の整備 ・ 現場でのDXの活用による労働環境等改善の実施 - 等	
□ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組		・ 若手技術者、女性技術者に対する現場での活用 ・ 若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等の実施 - 等	
□ その他		・ その他、上記取組み以外で、担い手確保・育成貢献となる取組みの実施	

※ 朱書きは、記載例を表す。

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設（株）
項 目	様式ー1の「項目」を記載		
実施内容	様式ー1の「実施内容」を記載		
実施日（期間）	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（〇日間）	対象者・人数	〇〇高校、〇名
（具体的な実施内容の説明）			
（添付図・写真）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※ 朱書きは、記載例を表す。

概略工事工程表

工事名 : R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事

工 種		単位	数 量	令和8年度								備考		
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	
準備工		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能										・40日間
河川土工		m3	約28000											・盛土工(ICT)(2pt.) ・法面整形工(ICT)(2pt.)
法覆護岸工		m2	約13000											・植生工(2pt.)
付帯道路工		m2	約600											・縁石工(1pt.) ・アスファルト舗装工(1pt.)
構造物撤去工		式	1											(1pt)
仮設工		式	1											(1pt)
後片付け		式	1											・20日間
年末年始、お盆		—											・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬	
出水期間		—												

江戸川河川事務所設計審査会設置運用方針

平成21年6月 日施行

平成27年4月1日改訂

令和4年2月17日改訂

令和5年9月25日改訂

令和7年3月25日改訂

1. 目的

江戸川河川事務所設計審査会(以下「審査会」という。)は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の審査を行う場として開催する。

2. 対象工事

審査会の対象工事は、原則、全ての工事とする。ただし、簡易な工事等は除く。

3. 組織

1) 審査会

①発注者【委員長】:副所長(技術:工事担当)

【委員】:工事発注担当課長等、当該工事担当主任監督員等

②受注者 :現場代理人、主任(監理)技術者等

ただし、委員長の指名により、委員が委員長の代理人となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者(本局工事担当課長補佐等)の意見を求めることができるものとする。

2) 事務局

審査会事務局は、当該工事発注担当課(又は当該工事担当出張所)等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

4. 審査会の開催

1) 審査会の開催時期等

- 審査会は受注者より主任監督員等に施工方法、契約変更の内容について、開催申請の要請があった場合、委員長が招集し、速やかに開催するものとする。なお、開催日にあたっては、申請日より概ね1週間程度の準備期間を確保するよう配慮する。
- 受注者からの開催申請がない場合で、変更を行おうとする場合は、発注者から審査会開催について協議を行うものとする。なお、受注者が開催を希望しない場合についても開催の有無を確認するものとする。
- 審査会の審議対象は双方の意見に食い違いがある事項を中心とし、事前に受注者と主任監督員等が協議の上で項目を整理するものとする。
- 審査会は、会議形式により実施することを原則とする。(WEBも可)

- 審査会の開催協議にあたっては、事前に「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（総合版）」を確認すること。
- 審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、資料作成にあたっては既に提出済みの協議書等を活用するなど、省力化に努める。

I 現場着手前

- ・現場着手前（準備期間内）に審査会を開催し、工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施する。
- ・工事着手にあたって、協議資料作成等の受注者間の役割分担を明確にするものとする。
- ・BIM／CIM活用の有無、必要な成果品の貸与状況を受発注者間双方で確認するものとする。

II 施工中

- ・設計変更の妥当性、工事工程クリティカルパスの変更、設計変更手続きに伴う工事中止等の判断を行うにあたり審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。
- ・審査会は、以下の事項を目安に開催するものとする。
 - ① 工期変更に関連するもの
 - ② 構造、工法、位置、断面等の変更
 - ③ 施工箇所追加（点在箇所）
 - ④ 増額変更の規模が大きいもの

2) 審査内容

- 審査会は、設計変更の妥当性（可・否）の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止の判断について審査を行うものとする。審議については、単に案件の採択の可否のみならず、可能な限り施工方法、仕様事項など具体的な内容についても、受注者の意見を聞きながら審議するよう配慮する。
- 本官工事については、本局工事担当課へ適宜判断を仰ぐこととする。
- 審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとし、現地条件の大幅な変更を伴う場合、資料等で説明が難しく、現場における審査会が有効的な場合は、受発注者の協議により現場開催とする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行うものとするが、契約変更の採否決定は、「3) 審査会の結果」によるものとする。

I 現場着手前

- ・審査会では受注者が作成した工事工程を確認し、発注者・受注者間でクリティカルパスの共有を行うこととする。その際、発注者の積算上の工事工程と受注者が作成した工事工程の照合（クロスチェック）も実施する。
- ・工事工程の照合（クロスチェック）にあたっては、差異のある工程（箇所）、およびその要因を把握し、議事録に反映することとする。
- ・発注者は、議事録を発注担当課等で共有し、工事工程の設定に反映していくものとする。
- ・維持工事など、応急作業やスポット的な作業が中心となる工事はクリティカルパスの共有、クロスチェックの実施の対象外とする。

- ・工事着手にあたって、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にするものとする。
- ・BIM／CIM活用の有の場合は、実施計画書の作成時期を受発注者間で共有するものとする。

II 施工中

- ・設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について審査を行うものとする。
- ・審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行う。
- ・審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する事が出来る。
- ・工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合には、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。工事工程の照合(クロスチェック)の取り扱いは、現場着手前と同様とする。
- ・外部要因等により工期延伸が困難な場合(供用時期の公表など)は工期の短縮を検討する。その場合は設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応することとする。

3) 審査会の結果

- 審査会での決定事項については委員長が、審査会の中で確認を行うこととする。
- 審査会の結果は、議事録を作成、サインし、受発注者双方が議事録を保持するものとする。
- 審査会の議事録等、結果については以下のとおり報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに設計変更の採否を受注者に通知すること。

○本官工事 → 本局工事担当課長に報告 → 設計変更の採否を決定

⇒受注者に採否を通知

○分任官工事 → 事務所に報告 → 設計変更の採否を決定

⇒受注者に採否を通知

ただし、本官工事の内、変更内容が以下の(1)～(3)のいずれかに該当するものは、設計変更の採否の決定前に第三者による適正チェックを実施するものとする。ただし、災害による緊急作業は除く。詳細は、『「国土交通省直轄工事の契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正チェックについて(試行)」の実施要領」の取扱いについて』による。

(1) 変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上(当初請負代金額の100%以上)となるもの

変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるものについては、既に指示済みのものを含め、設計変更内容について意見聴取するものとする。設計変更内容とは、今後変更を予定している内容(数量精査による変更やスライド変更等を含む)も対象となる。このため、変更見込金額の合計が当初の請負代金額未満であっても、今後対象となる可能性がある工事は、意見聴取を実施しておくことが望ましい。

(2) 工事区分の追加を行うもの

ここでいう工事区分とは、別紙の工事区分とし、別紙に記載がない工事区分が追加される場合は、追加工事内容を勘案し適切に判断するものとする。なお、工事区分の追加判断は、積算体系上のレベル1が基本となるが、実際の工事積算時の積算体系にとらわれることなく、工事内容で適切に判断すること。

(例) 積算体系上のレベル1であるトンネル(NATM)に、レベル2から橋台工やRC橋脚工を追加する場合は対象となる

(3) 工事現場の追加を行うもの

工事現場の追加とは、当初契約工区における起終点が変更となる場合や、当初契約工区以外の工事を追加する場合の重要なものとする。ただし、起終点の変更については、施工上の擦り付けによる変更等の軽微なものを除く。

4) 書類の簡素化

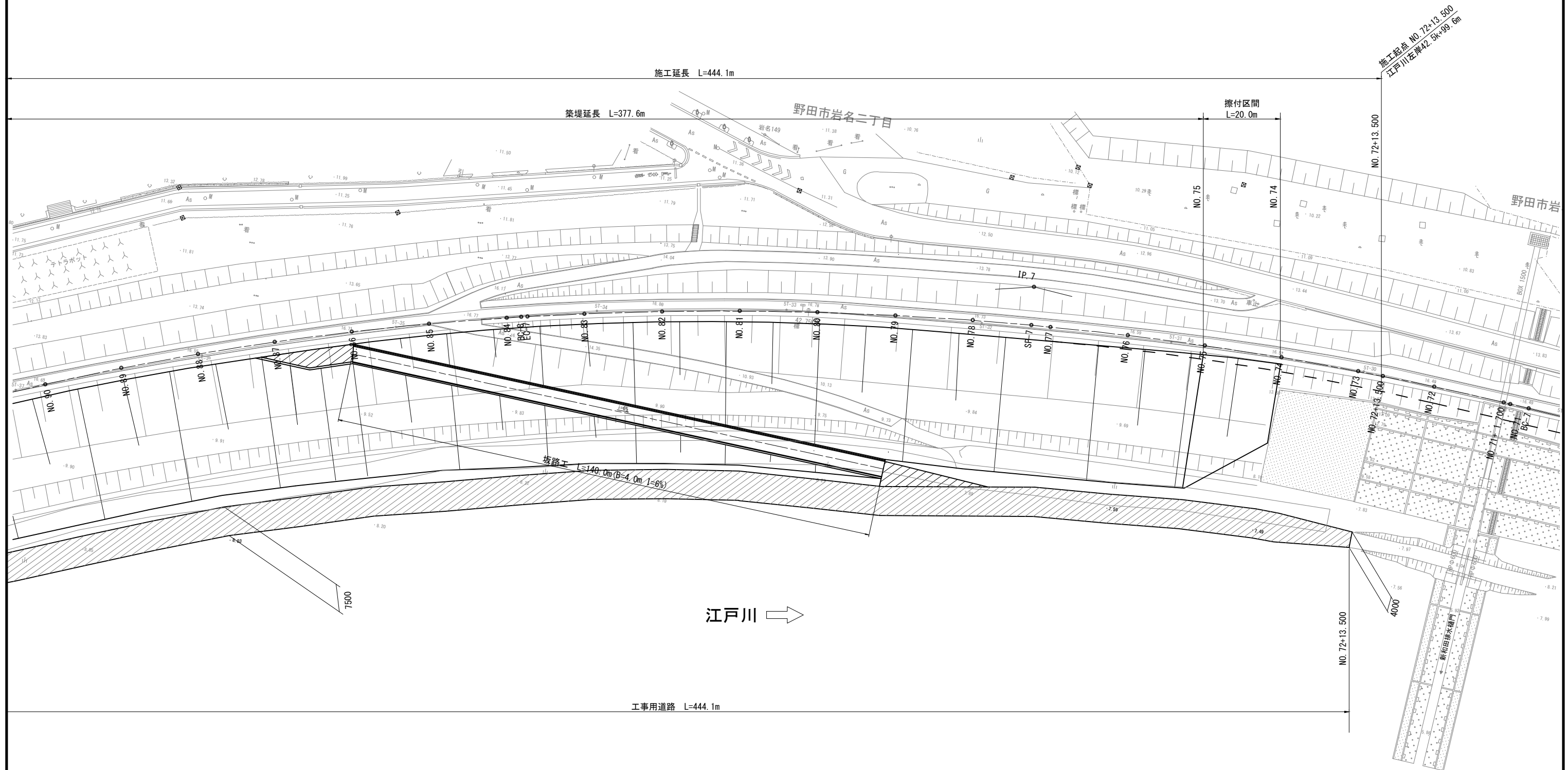
- 書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとし、会議の運営はプロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレスによる開催やWEB会議等に努め、紙資料を使用する場合は必要最小限の部数で開催するものとする。

位置図 S=1:25000



工事名		R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図面名		位置図		
縮尺		S=1:25,000	図面番号	1 / 17
設計年月日		令和 8 年 3 月		
所長	副所長	課長	専門官	設計
国土交通省 江戸川河川事務所				

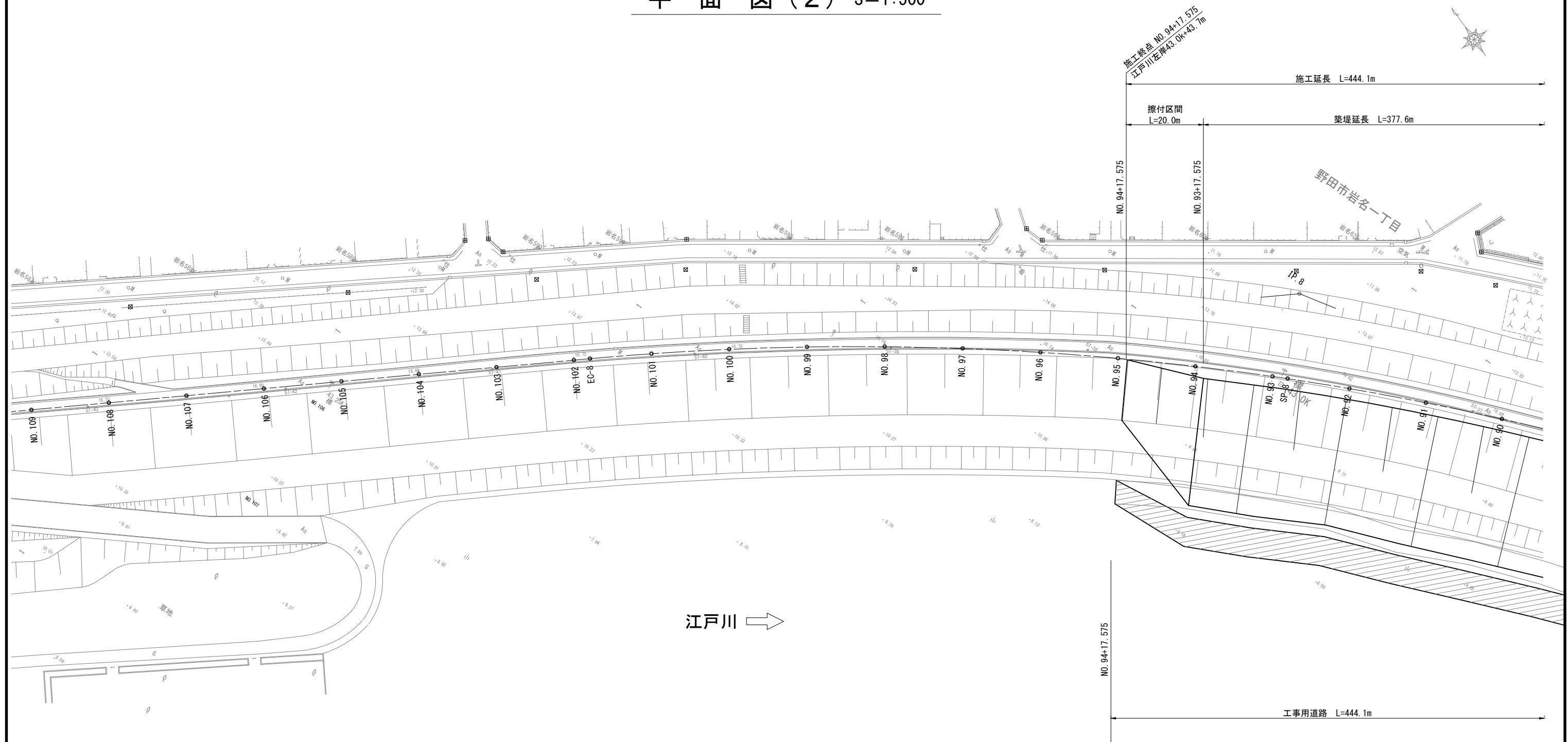
平面图 (1) S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	平 面 図 (1)		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	2 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ユニーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

平面图 (2) S=1:500



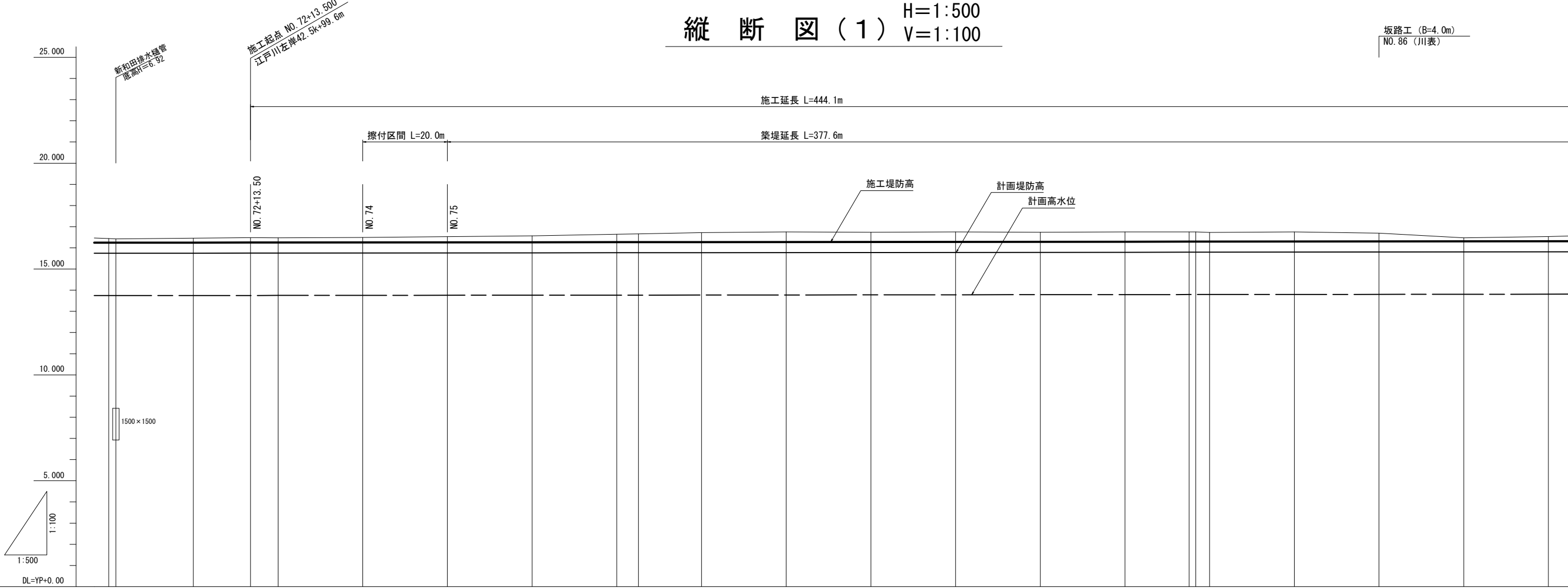
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	平 面 図 (2)		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	3 / 17
会 社 名	株式会社オリエタルコンサルティング ・株式会社ジェエスエック設計合同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

縦断図(1)

H=1:500
V=1:100

坂路工 (B=4.0m)
NO. 86 (川表)



線 曲 (堤防)	線 曲 (測量)	現 況			計 画		
		測 点	単 距 離	通 加 距 離	地 盤 高	計 画 高 水 位	計 画 堤 防 高
		NO. 71 +1.700	4.911 (+18.983)	1420.000 1421.700	16.44 16.42		
		(BG-11) NO. 72 +13.500	18.300	1440.000	16.46		
		NO. 73	6.500	1460.000	16.47		
		NO. 74	20.000	1480.000	16.49		
		NO. 75	20.000	1500.000	16.53	13.760	15.760
		NO. 76	20.000	1520.000	16.57	13.764	15.764
		NO. 77 (EG-11) SP-7	20.000 (+20.995)	1540.000 1545.116	16.64 16.66	13.767 13.768	15.767 15.768
		NO. 78	14.864	1560.000	16.72	13.771	15.771
		(BG-12)	(+8.414)				
		NO. 79	20.000	1580.000	16.75	13.775	15.775
		NO. 80	20.000	1600.000	16.74	13.779	15.779
		NO. 81	20.000	1620.000	16.75	13.783	15.783
		NO. 82	20.000	1640.000	16.74	13.787	15.787
		NO. 83	20.000	1660.000	16.75	13.791	15.791
		EG-7 (BG-8) NO. 84	15.143 3.300	1675.143 1680.000	16.75 16.73	13.794 13.795	15.794 15.795
		NO. 85	20.000	1700.000	16.75	13.799	15.799
		NO. 86	20.000	1720.000	16.69	13.803	15.803
		(EG-12)	(+9.819)				
		NO. 87	20.000	1740.000	16.47	13.807	15.807
		(BG-13)	(+7.864)				
		NO. 88	20.000	1760.000	16.53	13.811	15.811

凡 例

	計画堤防高
	施工堤防高
	計画高水位
	施工高水敷高
	河岸高(笠コン高)

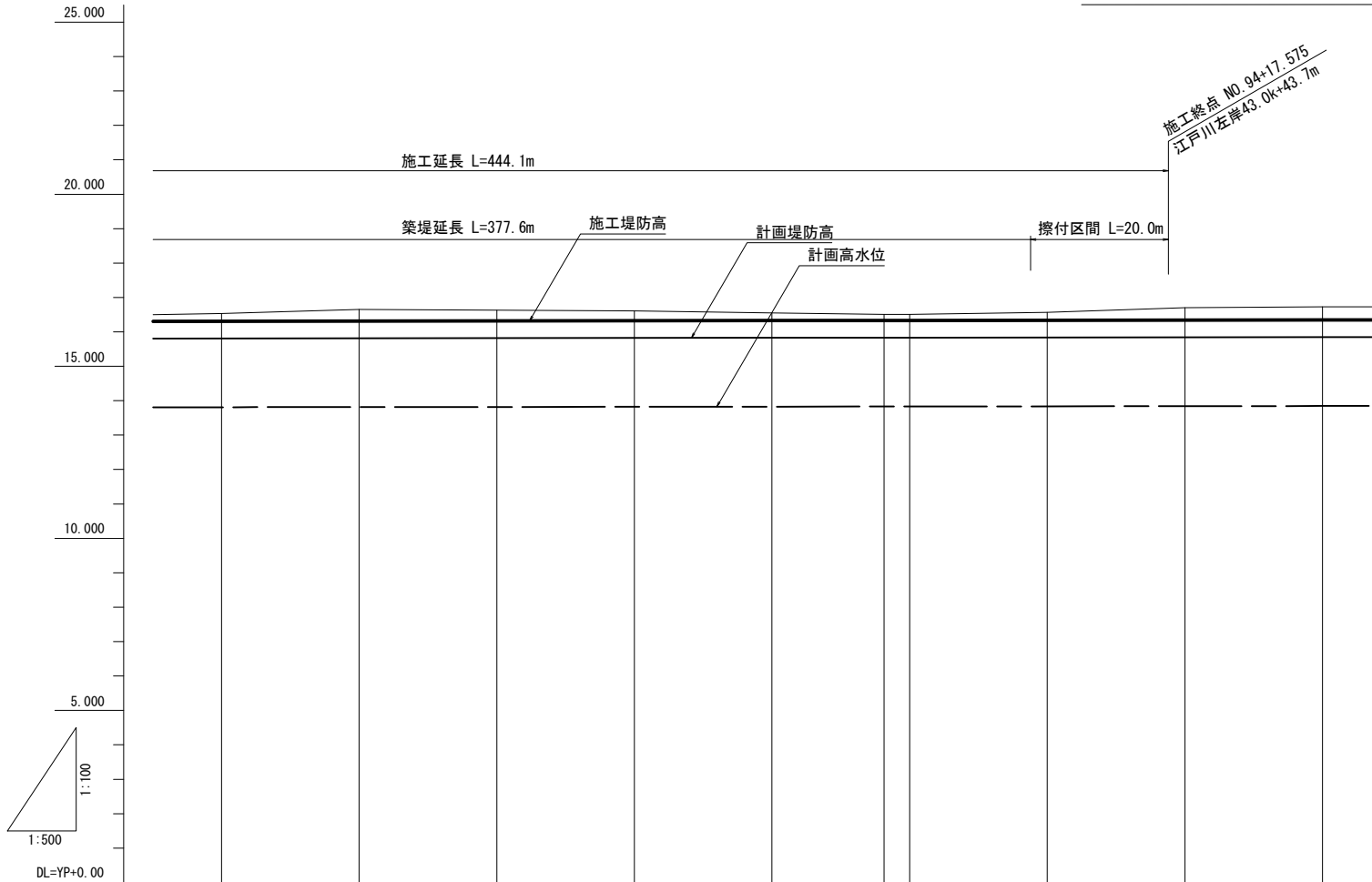
工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	縦 断 図 (1)		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	H=1:500 V=1:100	図面番号	4 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

縦断図(2)

H=1:500

V=1:100



曲 線 (堤防)	曲 線 (測量)	現 況			計 画		
		測 点	單 距 離	退 加 離	地 盤 高	計 画 高 水 位	計 画 堤 防 高
曲 線 (堤防)	曲 線 (測量)						

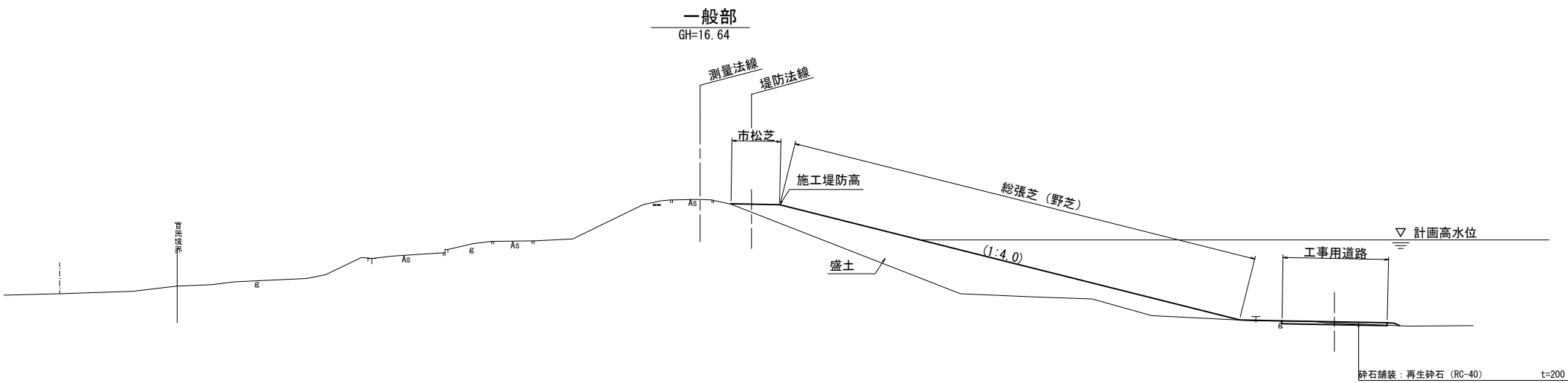
凡 例

	計画堤防高
	施工堤防高
	計画高水位
	施工高水敷高
	河岸高(笠コン高)

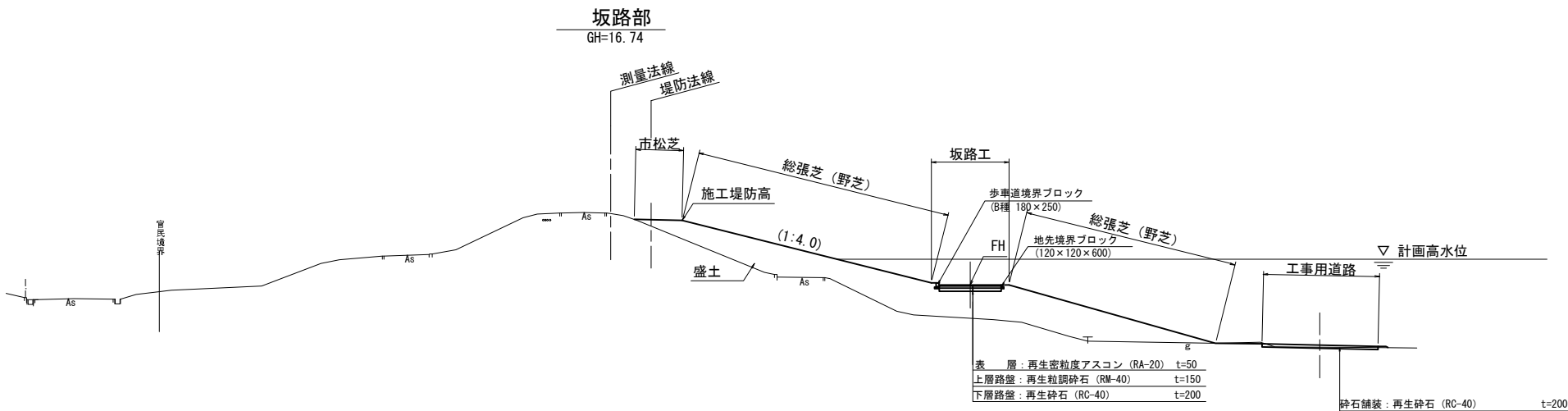
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	縦 断 図 (2)		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	H=1:500 V=1:100	図面番号	5 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

標準横断図 S=1:200

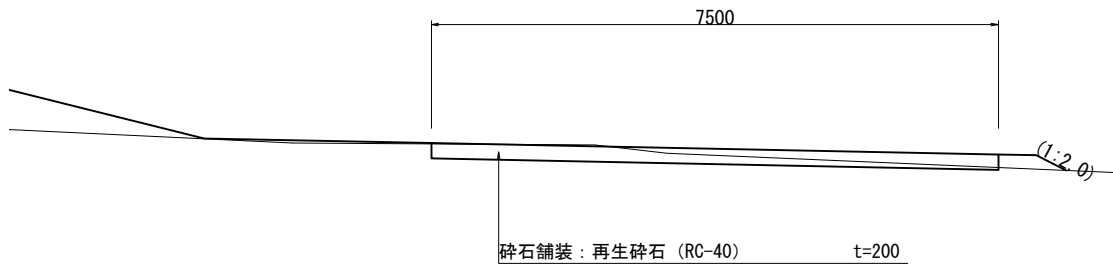


YP=0.00



YP=0.00

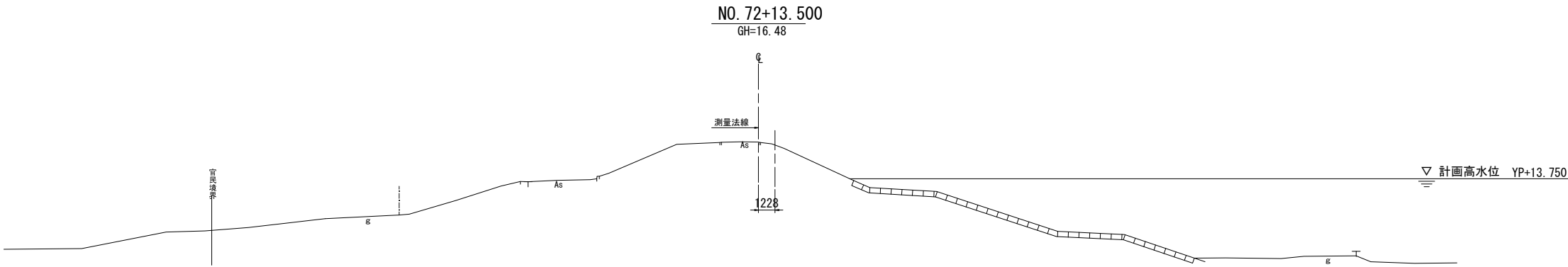
工事用道路詳細図 S=1:50



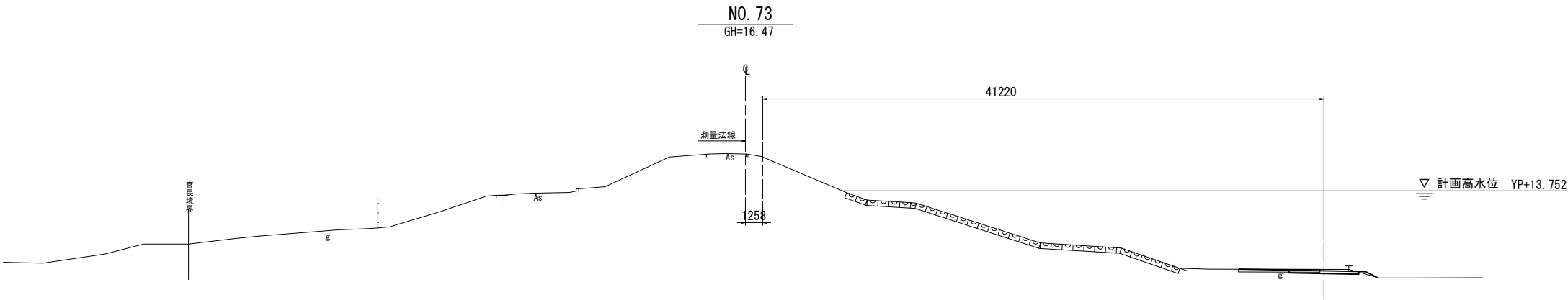
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	標準横断図		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	図示	図面番号	6 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

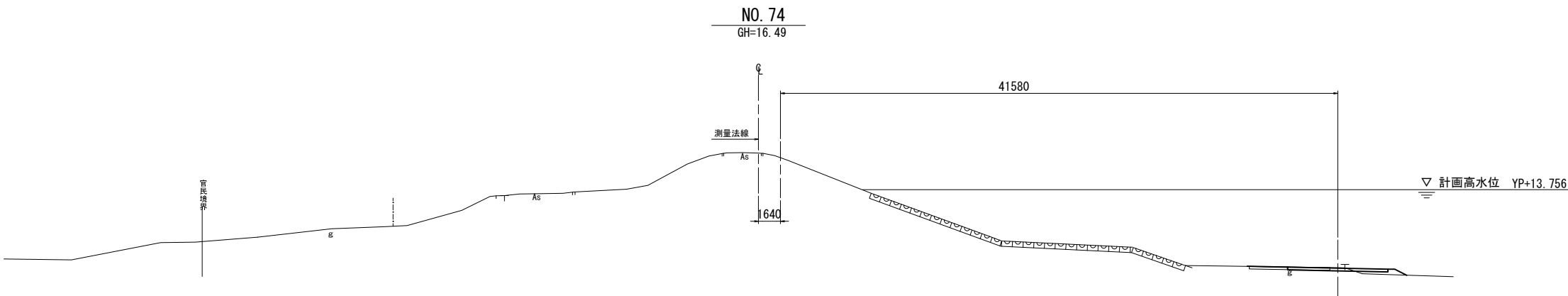
横断図（１） S=1:200



YP=0.00



YP=0.00

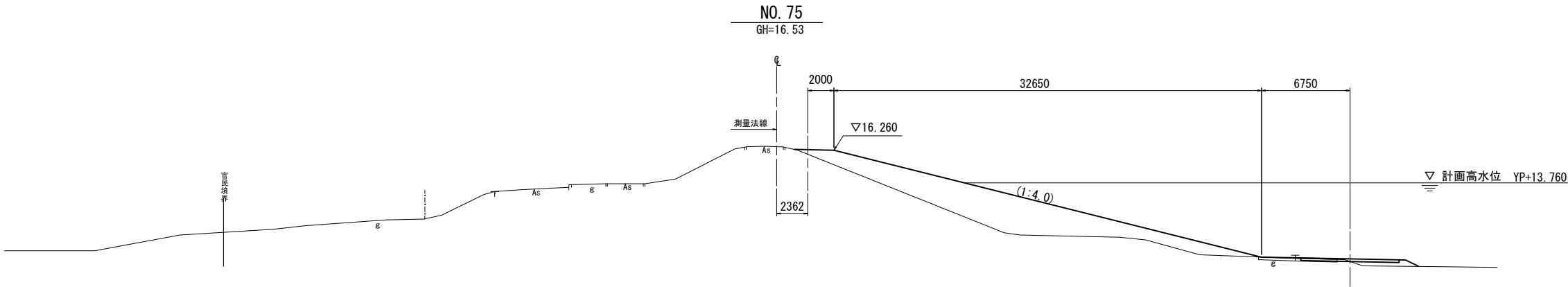


YP=0.00

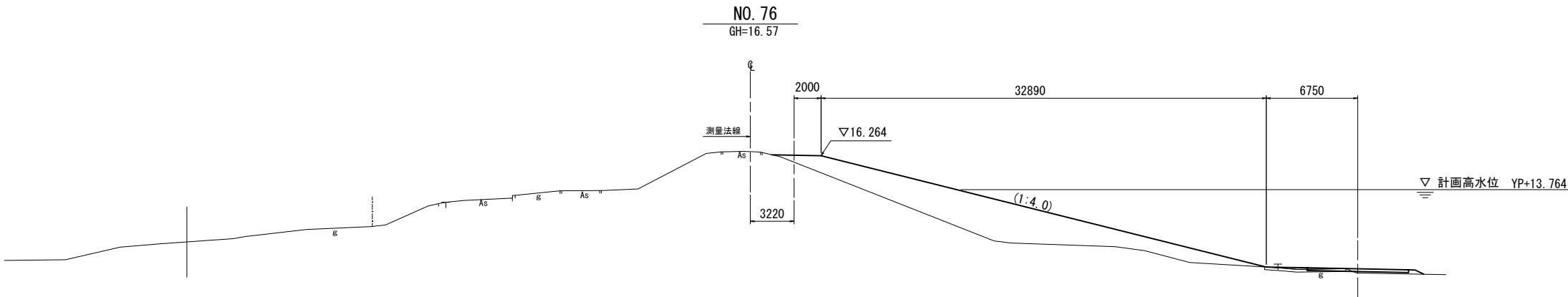
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（１）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	7 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

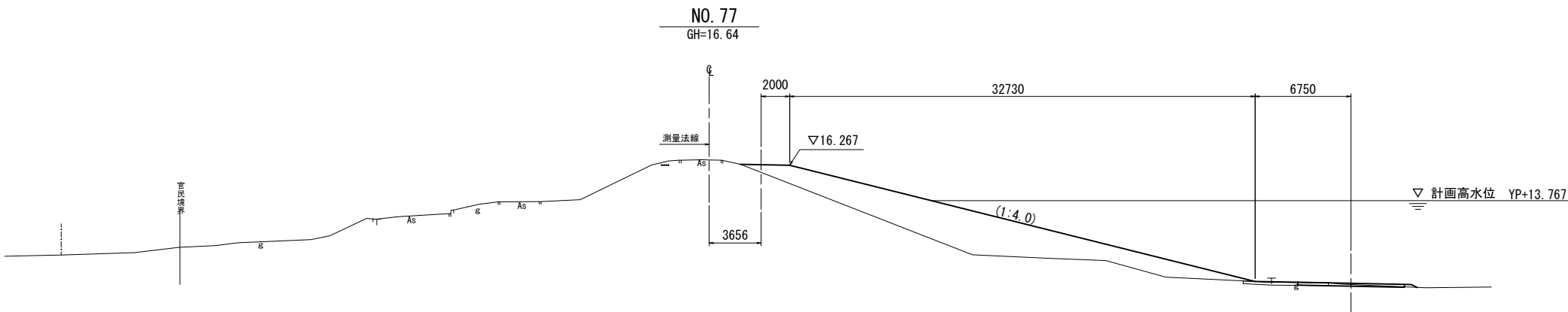
横断図（ 2 ） S=1:200



YP=0.00



YP=0.00

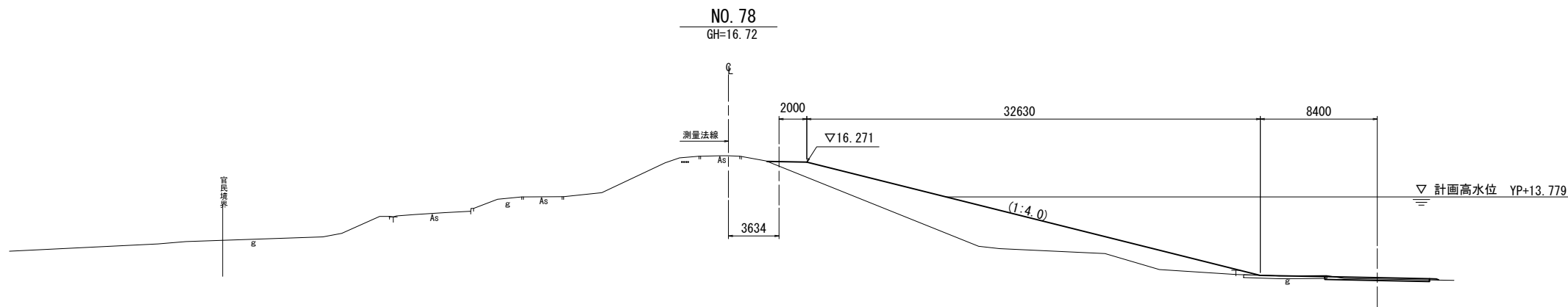


YP=0.00

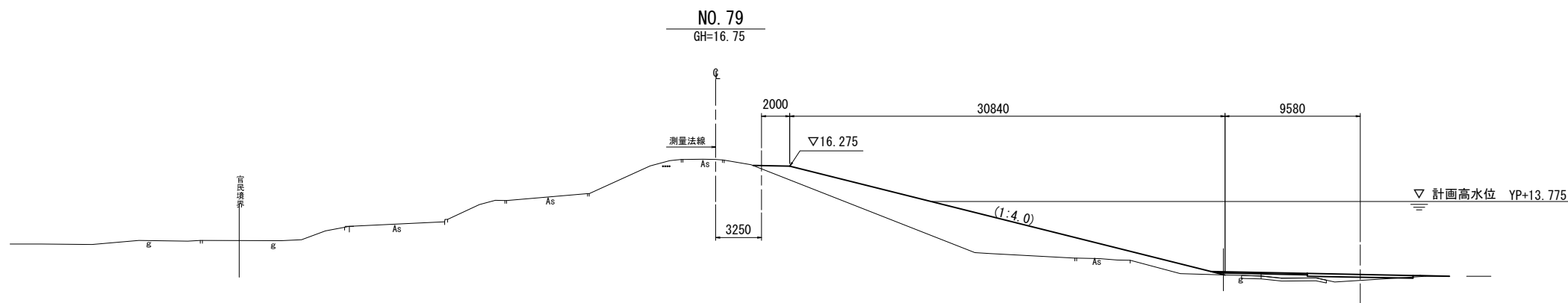
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（ 2 ）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	8 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

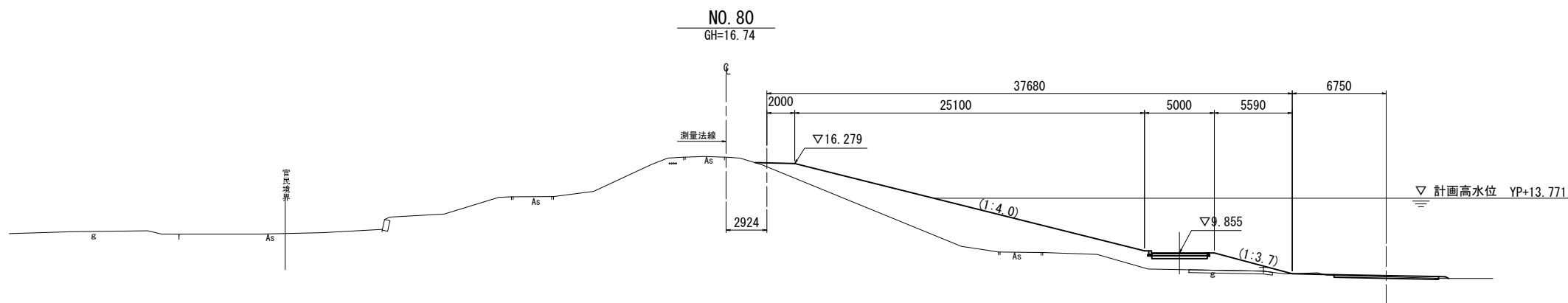
横断図（3） S=1:200



YP=0.00



YP=0.00

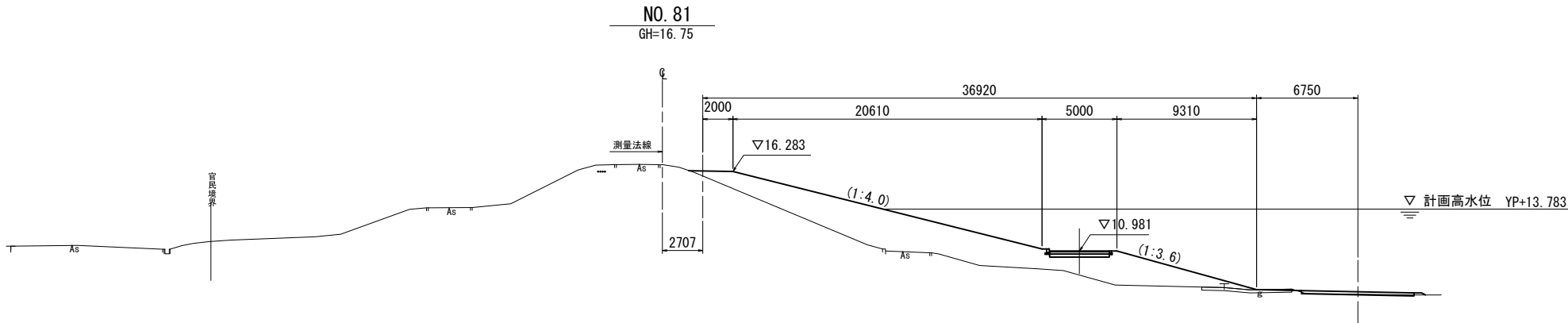


YP=0.00

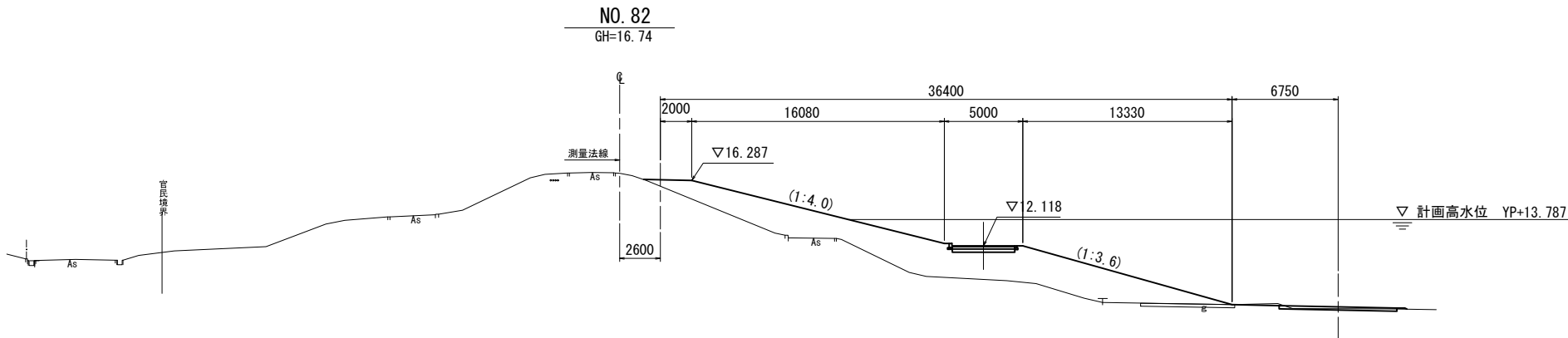
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（3）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	9 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

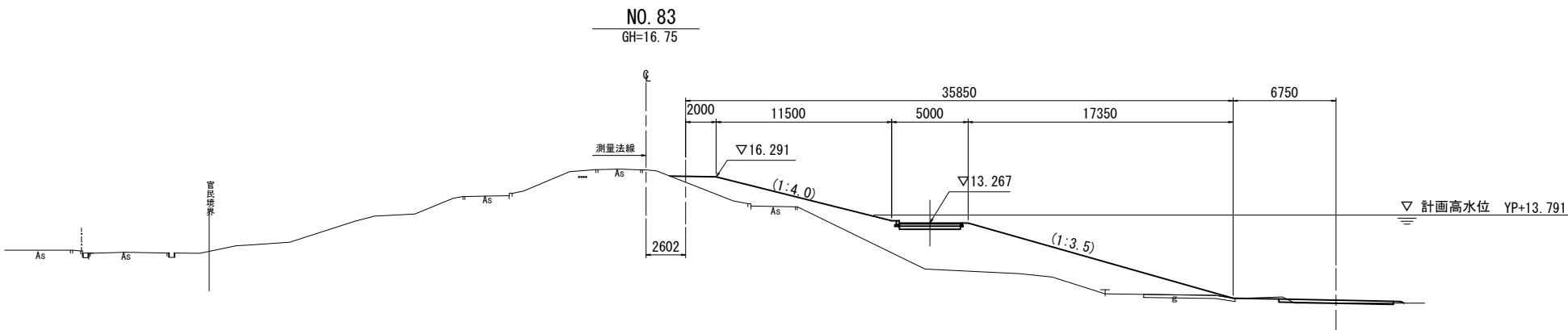
横断図（４） S=1:200



YP=0.00



YP=0.00



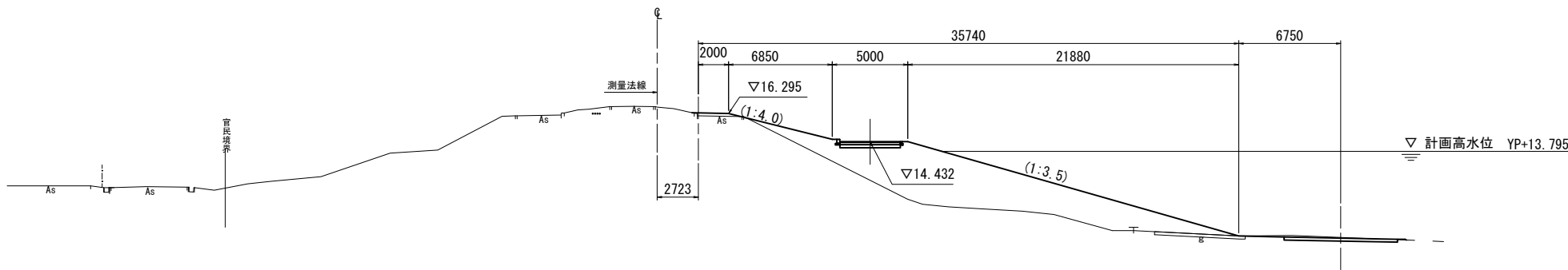
YP=0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（４）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	10 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

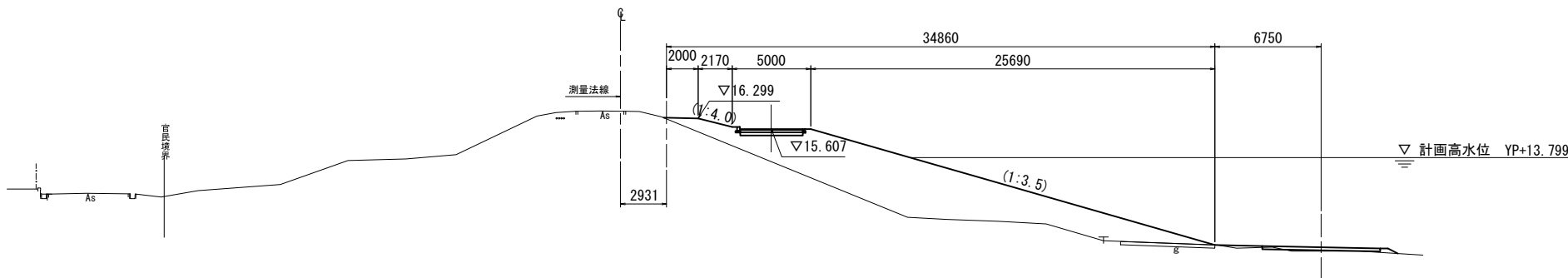
横断図（５） S=1:200

NO. 84
GH=16.73



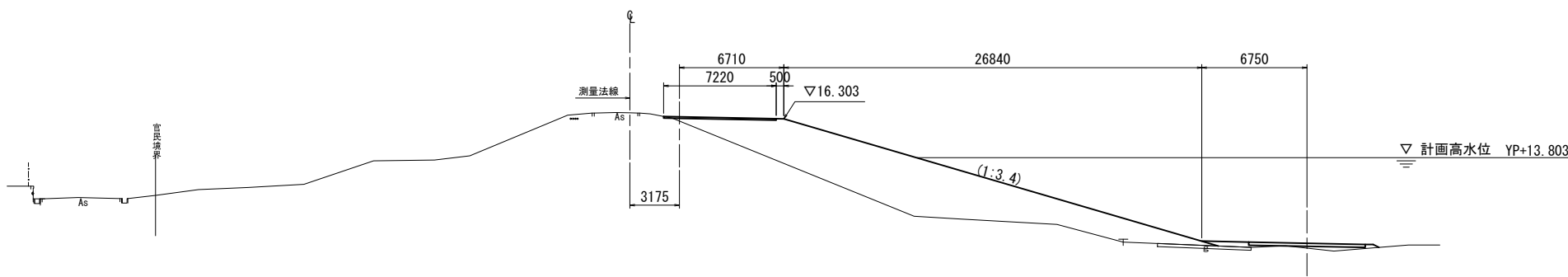
YP=0.00

NO. 85
GH=16.75



YP=0.00

NO. 86
GH=16.69



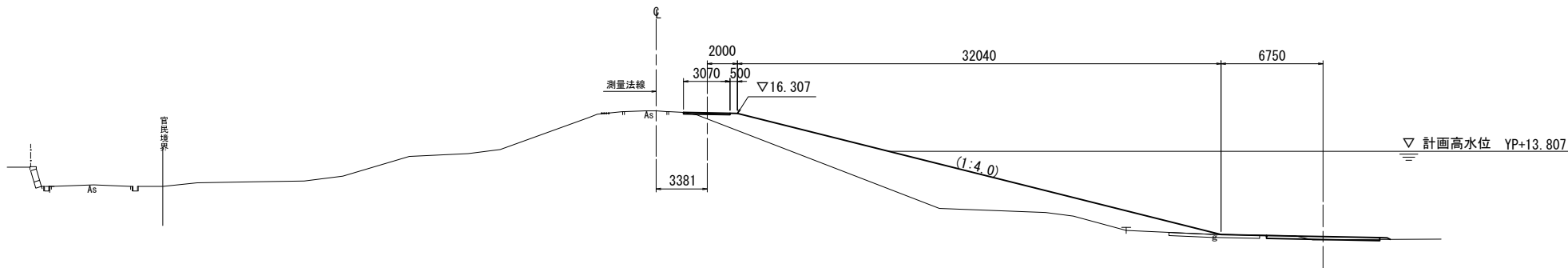
YP=0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（５）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	11 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

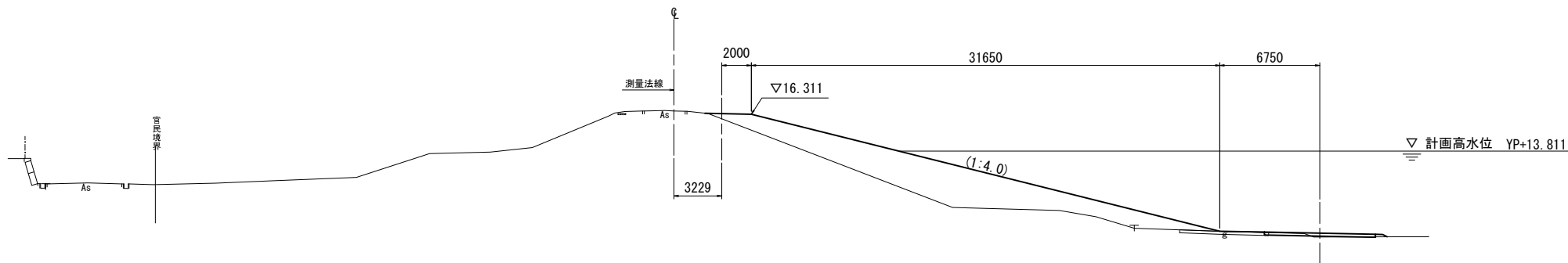
横断図（ 6 ） S=1:200

NO. 87
GH=16.47



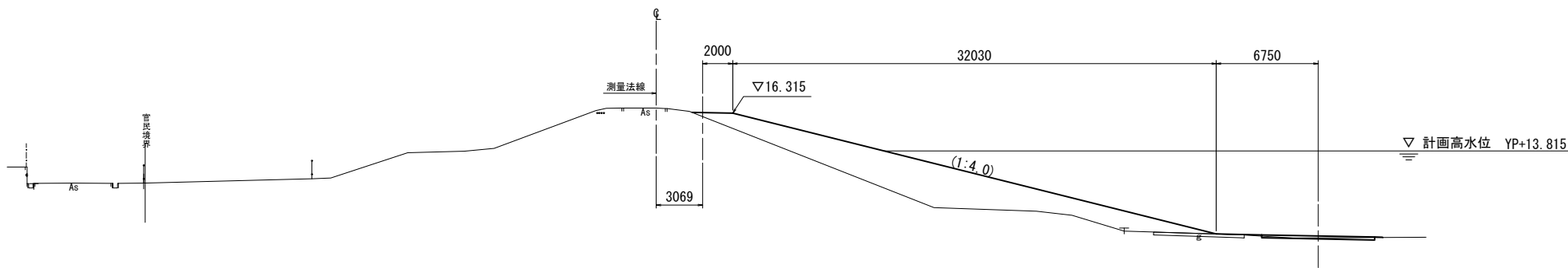
YP=0.00

NO. 88
GH=16.53



YP=0.00

NO. 89
GH=16.65



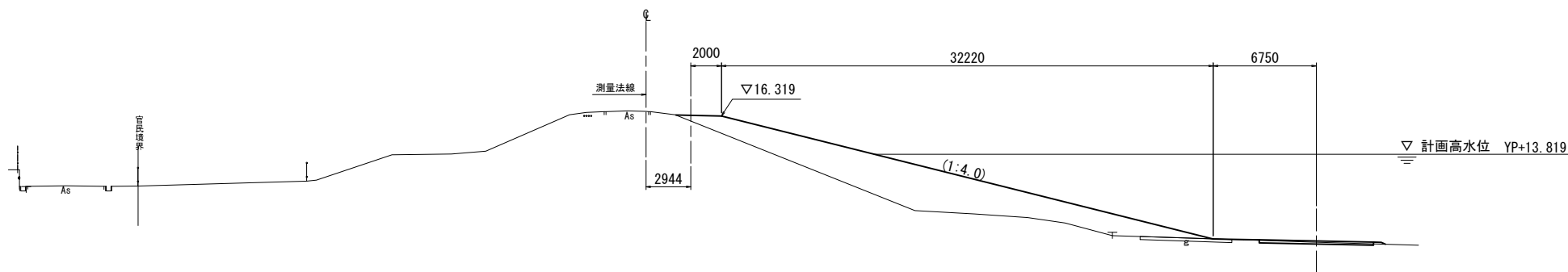
YP=0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（ 6 ）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	12 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

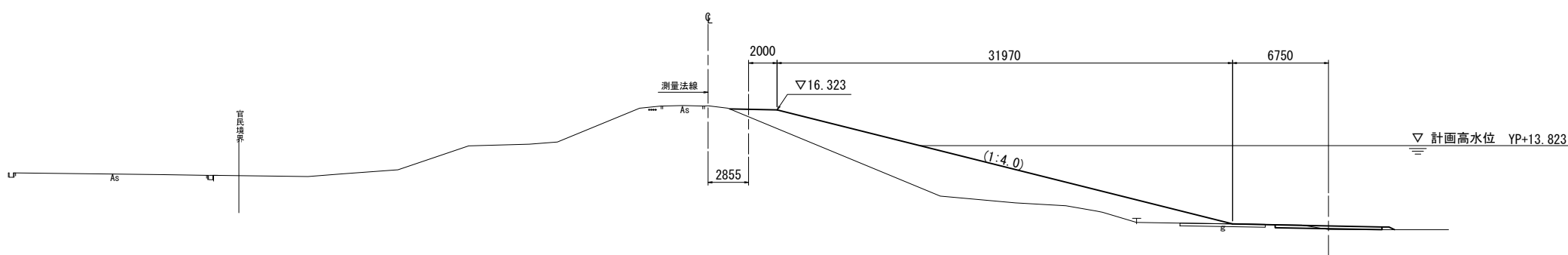
横断図（ 7 ） S=1:200

NO. 90
GH=16.63



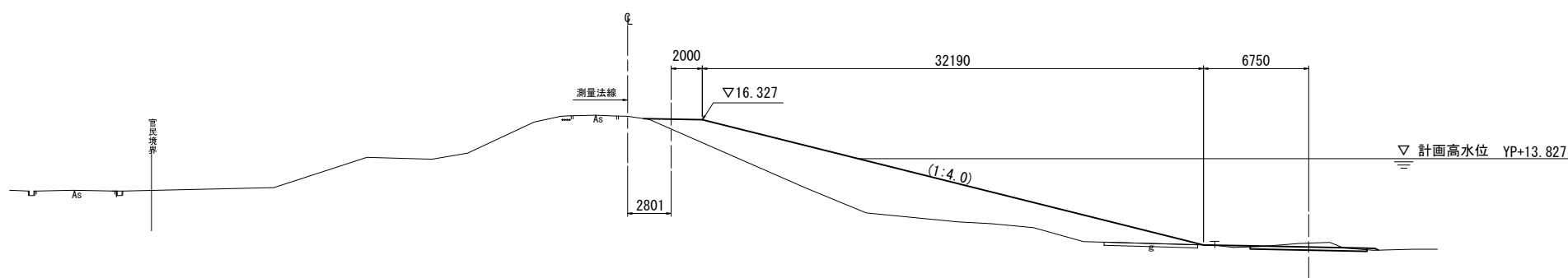
YP=0.00

NO. 91
GH=16.61



YP=0.00

NO. 92
GH=16.55

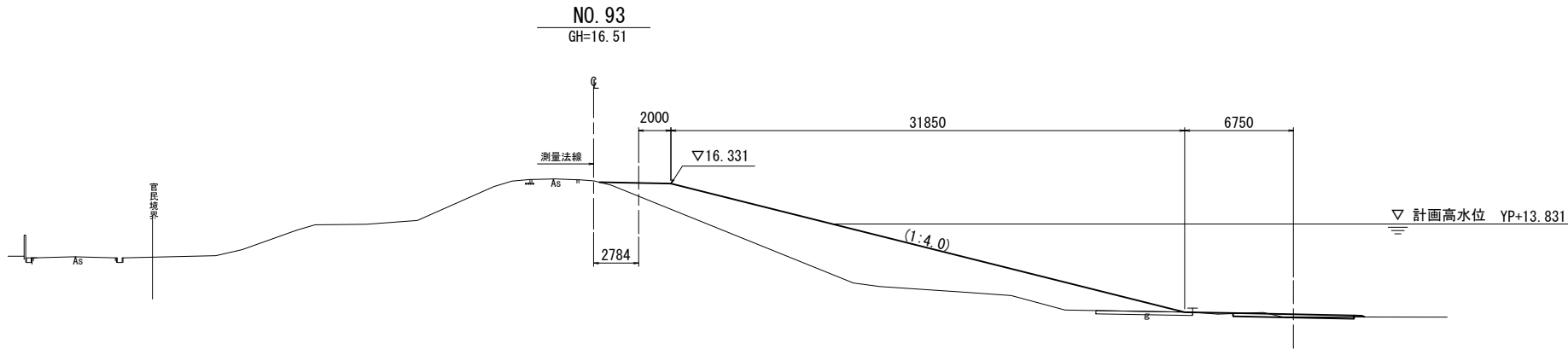


YP=0.00

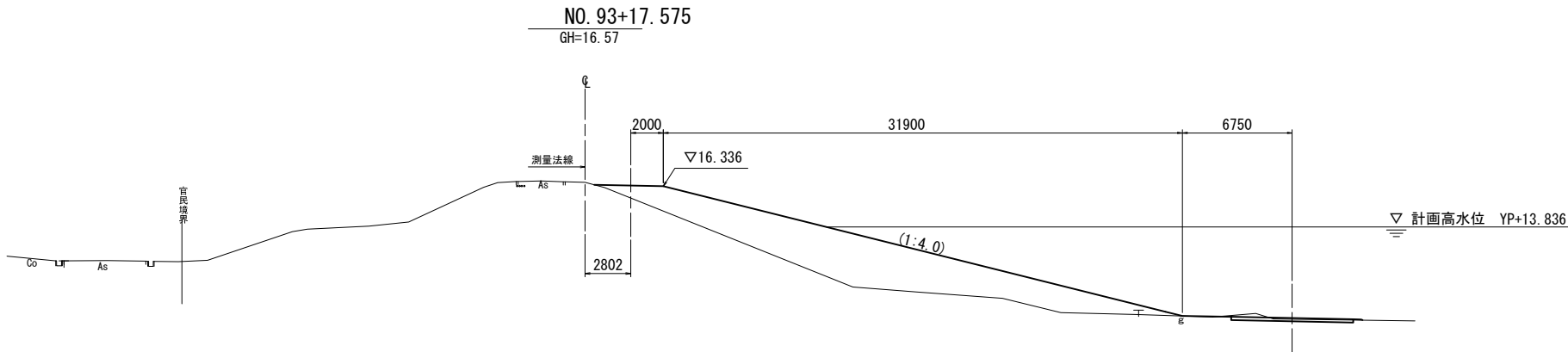
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（ 7 ）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	13 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

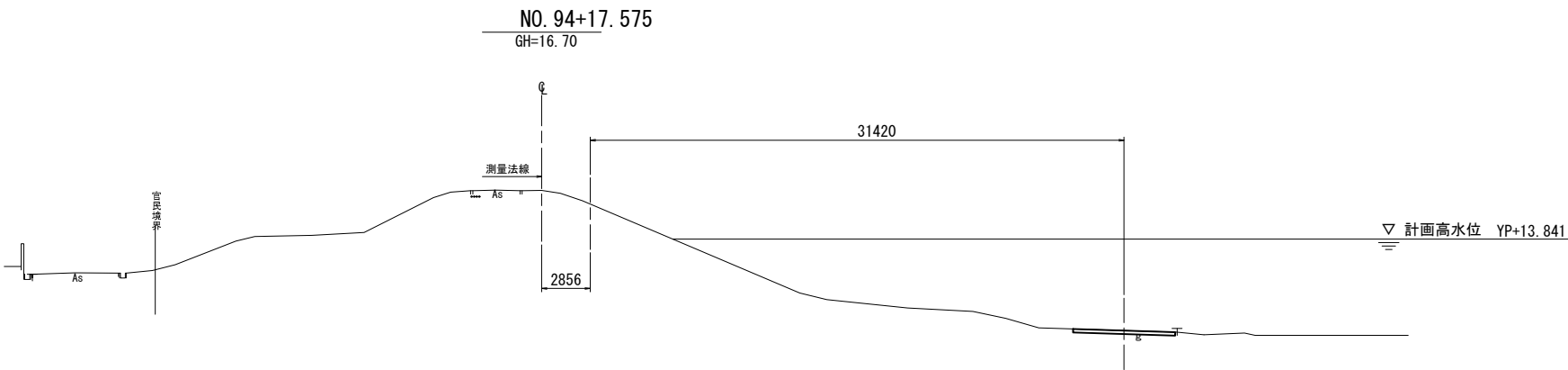
横断図（ 8 ） S=1:200



YP=0.00



YP=0.00

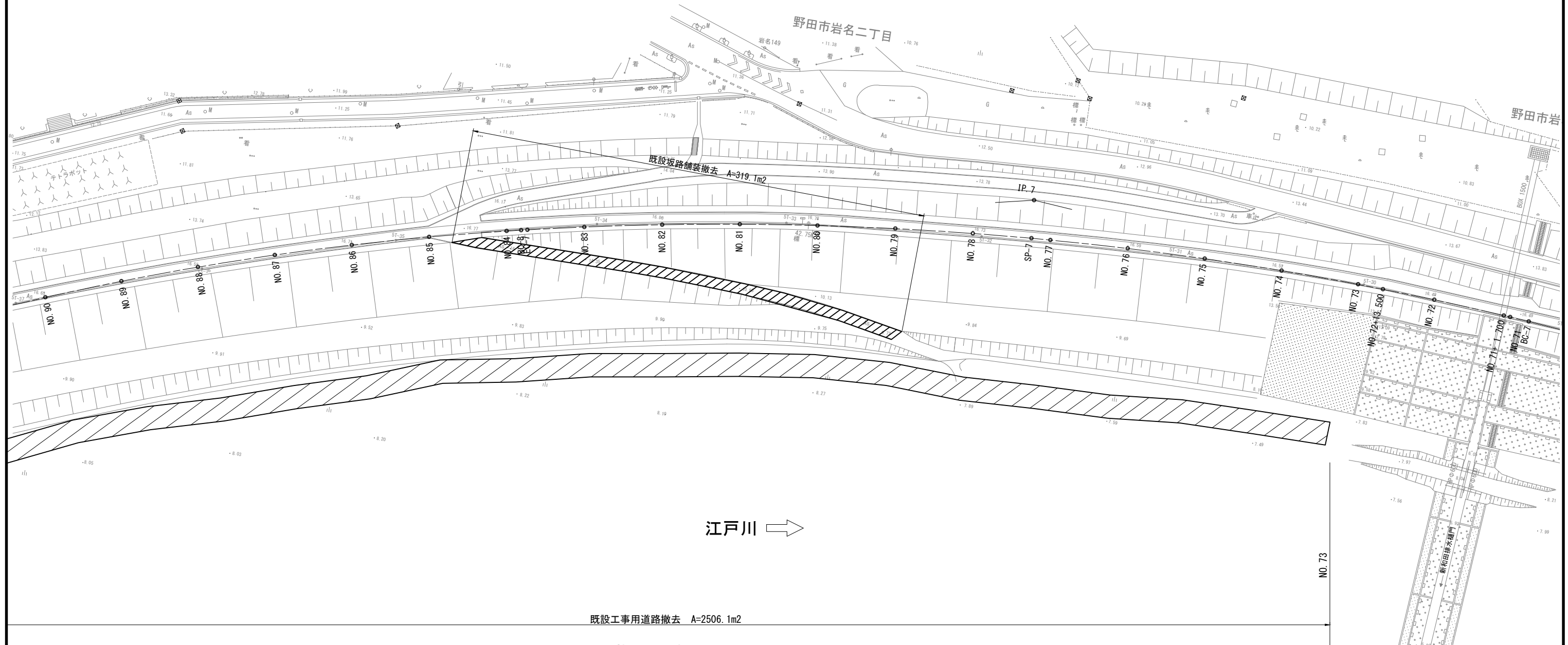


YP=0.00

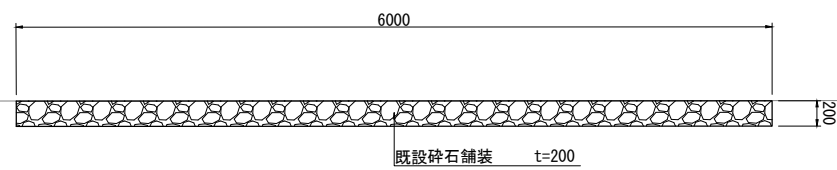
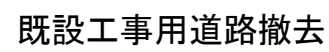
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	横断図（ 8 ）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	14 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

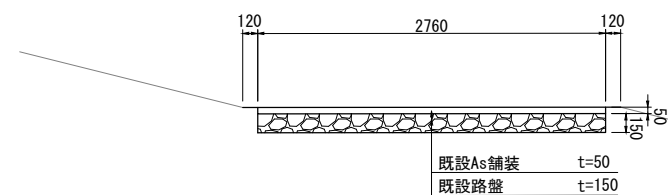
撤去平面图 (1) S=1:500



撤去構造図 S=1:30



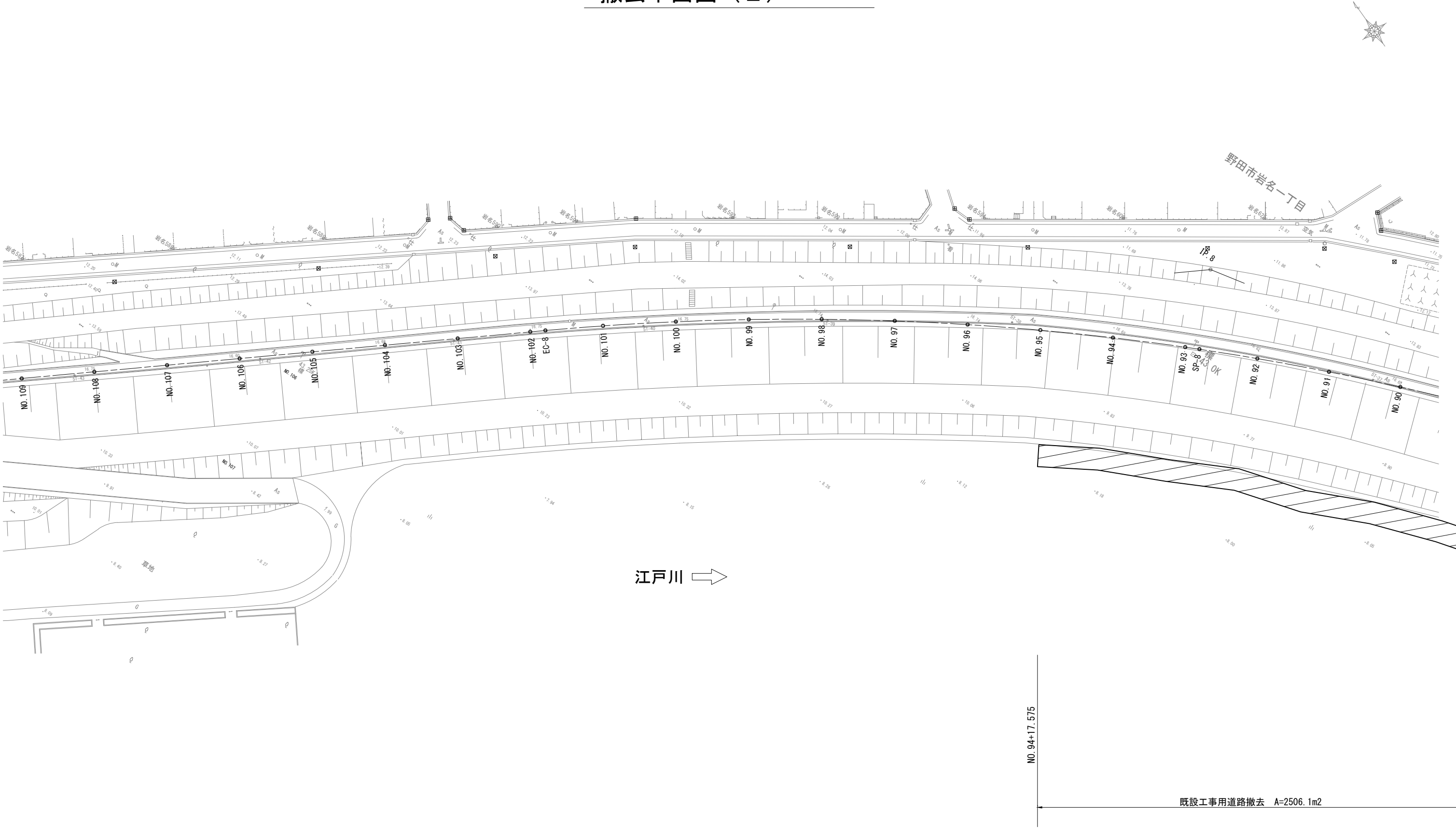
既設坂路舗装撤去



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	撤去平面図（1）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	図 示	図面番号	16 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエスエック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

撤去平面図（２） S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 江戸川左岸岩名地先堤防整備工事		
図 面 名	撤去平面図（２）		
年 月 日	令和 8 年 3 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	17 / 17
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ ・株式会社ジェーエステック設計共同体		
事業所名	国土交通省 江戸川河川事務所		